

2009.11.27 平成 21 年第 3 回臨時会（第 1 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） 日程第 4、議案第 66 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（吉田忠雄君） 今議会に市長から出されております、本条例の一部改正案なんですけれども、これ読んでいてもなかなかわかりにくいわけですけども、本年 5 月 1 日の人事院勧告に基づいて、夏季の期末手当と勤勉手当ですけども、これを既に、0.2 月カットされているわけですけども、それに続いてさらに、一般職の給与を月平均 0.2% のカット、そして期末・勤勉手当をこれまでの年 4.5 ヶ月から 0.35 ヶ月減らして年 4.15 ヶ月にするというものなんですけども、そこで市長にお尋ねしたいのは、一点目は、一般職の職員の平均年齢で給与と、そして期末・勤勉手当を減らすことによって具体的に一年間でどれくらいの減収になるのかお尋ねしたいのと、そして二点目は、今度の条例の改正案ですけども、職員組合と十分な協議をされたのか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

○市長（谷奥昭弘君） ただいまの吉田議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

確かに今回の中身については、なかなか詳しく書いてございまして大変理解がしにくいところも若干ございますが、詳細につきましては担当部に答えてもらいますが、今年の夏に期末手当等につきましては、21 年の 6 月に暫定的に下げさせてもらっております。ですから、いま議員さん、ご質問のようにそのような数字になるわけございまして、あとですね、いわゆる本条を見ていただきましたら、第 1 条からずっと 14 条までございまして、それぞれ特別職とか、あるいは一般職を含めて特別職を含めてですね、それぞれを改正するというようになっております。なおですね、組合との交渉は、公室長が出ておりますので担当部長に答えさせますが、何回となく交渉させていただいて、確かにおっしゃるよう先行財政改革で職員さんのお給料をカットさせていただいている分もございまして、その辺につきまして組合ともいろんな交渉をさせていただいた結果がこの案になったわけございまして、詳細の内容については、間違いがあつてはいけませんので担当部長から答えさせますので、よろしく願いいたします。

○市長公室長（川東和雄君） 吉田議員のご質問の平成 21 年度人事院勧告に伴います職員の給与の減額であります、職員の平均年齢での減額分につきましては、平均年齢は 41.9 歳、職責は係長級で子ども二人の扶養の場合でございますが、給与を 3% カットしているわけでございますが、カット後の年収につきましては、628 万 7 千 649 円、こ

れに対しまして、今回の人勤による減額後の年収につきましては、615万2千929円となります。そういうことで減額につきましては、13万4千720円の年収減という形になります。それと、市長からもお話しがありましたように組合に対しましては、理解を求めて折衝を続けてまいりまして、すでに合意済みということで今回提出させていただきました。以上です。

○議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略して、直ちに討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

○5番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回、市長から出されている本条例の一部改正案は本年8月11日に人事院勧告に基づいて夏季の期末・勤勉手当をカットしたに続いて、さらに一般職の給与を月平均0.2%、期末・勤勉手当を年4.5ヶ月から0.35ヶ月減らして、年4.15ヶ月とするものであります。これによって、一般職の平均年齢41.9歳、妻と子ども2人の4人家族で、給与と期末・勤勉手当を合せて年間13万4千720円という大変な減収になります。そもそも、人事院勧告というのは労働基本権を制約され代償機能を果たすために設けられた国家公務員に対するもので、これを本市にそのまま「右に倣え」で持ち込むべきではないというふうに考えます。なぜならば本市では昨年の4月より職員の給与はすでに地域手当を含めて、5%の大幅なカットをされておりますが、国家公務員については、本市と同じようにカットはされておられません。今回の本条例案については、労使の協議のうえ合意をされたということであり、そのことは尊重されなくてはなりません。しかし、この間の定員管理による市職員の人員削減に加えて人件費の度重なるカットは職員の勤労意欲を削ぐことにもなります。そして、さらに職員の人件費のカットは地域の個人購買力を冷え込ませて、地域経済にも大きな影響を与えます。ただし、常勤、非常勤の特別職の給与や期末手当のカットは、これは必要であるというふうに考えます。また、世界的な同時不況のもと経済の急速的な減退に伴う民間の賃金の下落が大きいとはいえ、公務員の人件費のカットは民間企業の賃金に計り知れない影響を与え、地域の最低賃金の審議にも大きな影響を与えます。

以上の理由で、私は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の態度表明を行うものであります。ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。